

「学校安心ルール」

大阪市立弘済小中学校 分校

◆主旨：学校教育の範囲内で発生した問題行動（授業離脱・教師への反抗・器物損壊・無気力な態度等）や学園内で起因し、学校教育活動に著しく影響を及ぼす問題行動に対して、指導内容と対応基準を設定する。

◆目的：①迅速な対応 ②明確で統一された指導と対応 ③再発の防止 ④学習機会の保障と学力補充

◆指導と対応：学校の全教職員で対応するが、事象・事案によって、学園職員・支援職員の協力・応援を要する。（特に、第3段階レベルに対して）。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束		<ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する 			
第1段階レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる ・忘れ物を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかけて使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかけて使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場注意 場合により学園に連絡 ・指導教室での個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をしたり、授業をさぼって校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたような発言 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意し、園に連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に激しく反抗する ・こわがらせるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・園に連絡し、園と連携して指導 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う ・状況により個別指導教室を活用する
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）は、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

【寮指導の児童・生徒に対する対応】…… ○は、学級に戻る前に指導する担当者。△は、状況、状態等により指導を担当。※寮指導日数は、土曜、日曜日を含まない。

在寮指導日数	担任または副担任	生活指導担当	管理職	学級復帰時期等
1日以内	○	△		・担任または副担任の指導後に入級か翌日入級。
1~3日以内	○	△	△	・状況により指導教室での振り返り、副校長による指導後の翌日入級。
4日以上	○	△	○	・指導教室での振り返り、副校長による指導後の翌日入級。

※寮指導とは、寮で起こる無断外出、寮担当者への暴言・反抗、いじめ・暴力行為、生活日課のさぼりなどに対して、一定期間他の子どもと切り離して行う学園独自の指導。